

## 川口市建設工事における主任技術者の専任に係る取扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は、川口市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

### (主任技術者の専任を要する工事)

第2条 主任技術者の専任を要する工事は、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定に基づき、請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

### (専任を要しない期間)

第3条 次の各号に掲げる期間については、主任技術者の工事現場への専任を要しないものとする。

- 一 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 二 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 四 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む。）も専任を要しないこととする。）

### (専任を要しない期間の明示)

第4条 前条の個々の工事における期間については、設計図書若しくは工事記録等の書面により明示することとする。

### (専任の主任技術者の兼務)

第5条 建設業法施行令第27条第1項に規定される工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事間において、工事現場相互の直線距離が10.0キロメートル以内の範囲内である場合、専任の主任技術者は、他工事の主任技術者を兼務できるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当ではないと判断する場合は、兼務できないものとする。

- 一 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

二 施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分と同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。）

2 工事現場の相互の間隔が10.0キロメートルを超える工事の兼務については、「川口市建設工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領」に基づくものとする。

3 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、これらを同一の建設工事としてみなし、1件と数える。

（兼務を認める条件）

第6条 次の各号の全てを満たしている場合、兼務を認めるものとする。

- 一 発注者との連絡体制を確保していること。
- 二 兼務するいずれかの工事現場に従事していること。
- 三 既に配置している工事の発注者から兼務の内諾又は承諾を得ていること。
- 四 監督員が問題ないと判断していること。

（提出書類）

第7条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、契約を締結する前までに発注者に兼務配置予定調書（様式）を提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

（監理技術者への変更）

第8条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合には、主任技術者の途中交代を認める。

（適用除外）

第9条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- 一 川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事
- 二 川口市建設工事共同企業体取扱要綱により結成された共同企業体と契約を締結する工事
- 三 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

（その他）

第10条 本要領に記載のない事項については、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度運用マニュアル」に基づくものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から適用され、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。